

新規営業許可申請 手続きの手順

①開店計画を立てる

- どんな営業をしたいのか
- どんな食品をどれくらい製造するのかなど、具体的に

どんな営業許可が必要か、など保健所にお電話、来所でご相談ください。



②保健所での事前相談・図面指導

許可を受ける店舗、営業所などの図面を持参の上、保健所へお越しください。

施設の基準や図面上で変更が必要な事項などを保健所から指導します



施設の工事を始める前に必ず保健所で図面の確認を受けてください

④申請書類の提出

施設の工事が終わる時期になったら申請書類一式と手数料を保健所へ提出してください。

申請書類は施設検査の1週間くらい前までには提出してください。



③着工開始

工事を開始するのは**保健所で図面の確認を受けてから**にしてください。

事前相談なしに工事をすると施設の基準に合致していない場合に工事のやり直しが必要になります。



⑤施設検査

通常、施設検査の日時は申請書の提出時に決めます。(平日の日中とさせていただきます)検査に要する時間は15分程度です。

完成した施設が図面と異なっていた場合、図面の再提出や工事のやり直しが必要となる場合があります。



施設検査は営業開始予定日の1週間前までには行えるようスケジュール調整をしてください。

⑥許可証の交付

検査完了後、2~3日後に許可証を交付します。



◆問い合わせ先 浜田保健所 衛生指導課 (TEL:0855-29-5557)
☆保健所にはなるべく事前にお電話をいただいた上でお越し願います。
また、お越しの際には図面をご持参ください。